

1 趣旨

スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)の全部改正に伴い、横浜市体育指導委員規則(平成 20 年 3 月横浜市規則第 36 号)の一部を改正します。

2 改正理由

スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)の全部改正により、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)が平成 23 年 6 月 24 日に公布され、スポーツ基本法の施行期日を定める政令(平成 23 年政令第 231 号)により、平成 23 年 8 月 24 日に施行されることになりました。

これにより、関係規定の整備を図るため、横浜市体育指導委員規則の一部を改正します。

3 改正の概要

条文の整備(題名、第 1 条から第 5 条まで、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項並びに第 8 条第 1 項)

4 公布及び施行日

平成 23 年 8 月 24 日